

令和 7 年第 4 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(議案関係)

1	令和 7 年度 1 2 月補正予算案の概要について	2
2	第 128 号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例	3
3	第 162 号議案 訴えの提起について	4
4	第 170 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5

令和 7 年 1 2 月 9 日  
総務部

## 令和7年度12月補正予算案の概要について

令和7年12月9日  
総務部

### 1 補正予算（追加提案）

#### （1）基本的な考え方

職員の給与に関する条例等の改正に伴い、職員の給料月額の改定や教職調整額の引上げ等に必要な予算（人件費のみ）を計上するもの。

#### （2）補正予算の規模

- 一般会計 94億59百万円（補正後 1兆2,859億71百万円）
  - 特別会計 一百万円（補正後 4,733億50百万円）
  - 企業会計 6億24百万円（補正後 1,420億83百万円）
- 計 100億83百万円（補正後 1兆9,014億4百万円）

※ 12月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 +1.1%

# 総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項目	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】																		
1 改正の理由・根拠	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするため																		
2 改正の目的	移譲する事務の追加、事務を処理する市町村の追加及びその他所要の改正を行うもの																		
3 背景・必要性	県民サービス向上の観点から、住民に身近な事務を市町村が処理することとするため																		
4 内容	移譲する事務（8の法令に係る事務） <table border="1"><thead><tr><th>法令</th><th>移譲事務・移譲対象</th></tr></thead><tbody><tr><td>①医療法</td><td>かかりつけ医機能報告の受理等 ※水戸市（移譲済：なし）</td></tr><tr><td>②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</td><td>薬局機能情報に係る報告事項の公表等 ※水戸市（移譲済：なし）</td></tr><tr><td>③農地法</td><td>原状回復措置命令に従わない場合の公表 ※全市町村（移譲済：なし）</td></tr><tr><td>④高齢者の居住の安定確保に関する法律</td><td>サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用の承認等 ※つくば市（移譲済：なし）</td></tr><tr><td>⑤特定非営利活動促進法</td><td>特定非営利活動法人設立の認証等 ※稲敷市（移譲済：日立市外30市町）</td></tr><tr><td>⑥計量法</td><td>立入検査等 ※土浦市（移譲済：古河市外16市）</td></tr><tr><td>⑦中小企業等協同組合法</td><td>事業協同組合等の設立認可等 ※古河市（移譲済：水戸市外11市町村）</td></tr><tr><td>⑧中小企業団体の組織に関する法律</td><td>協業組合の設立認可等 ※古河市（移譲済：水戸市外11市町村）</td></tr></tbody></table>	法令	移譲事務・移譲対象	①医療法	かかりつけ医機能報告の受理等 ※水戸市（移譲済：なし）	②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局機能情報に係る報告事項の公表等 ※水戸市（移譲済：なし）	③農地法	原状回復措置命令に従わない場合の公表 ※全市町村（移譲済：なし）	④高齢者の居住の安定確保に関する法律	サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用の承認等 ※つくば市（移譲済：なし）	⑤特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人設立の認証等 ※稲敷市（移譲済：日立市外30市町）	⑥計量法	立入検査等 ※土浦市（移譲済：古河市外16市）	⑦中小企業等協同組合法	事業協同組合等の設立認可等 ※古河市（移譲済：水戸市外11市町村）	⑧中小企業団体の組織に関する法律	協業組合の設立認可等 ※古河市（移譲済：水戸市外11市町村）
法令	移譲事務・移譲対象																		
①医療法	かかりつけ医機能報告の受理等 ※水戸市（移譲済：なし）																		
②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局機能情報に係る報告事項の公表等 ※水戸市（移譲済：なし）																		
③農地法	原状回復措置命令に従わない場合の公表 ※全市町村（移譲済：なし）																		
④高齢者の居住の安定確保に関する法律	サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用の承認等 ※つくば市（移譲済：なし）																		
⑤特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人設立の認証等 ※稲敷市（移譲済：日立市外30市町）																		
⑥計量法	立入検査等 ※土浦市（移譲済：古河市外16市）																		
⑦中小企業等協同組合法	事業協同組合等の設立認可等 ※古河市（移譲済：水戸市外11市町村）																		
⑧中小企業団体の組織に関する法律	協業組合の設立認可等 ※古河市（移譲済：水戸市外11市町村）																		
5 効果・影響	住民に身近な事務を市町村が処理することによって、地域の実情に応じた行政サービスの提供や事務処理期間の短縮など、県民サービスの向上が期待できる																		
6 施行日	令和8年4月1日外																		

## 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項目	訴えの提起について
1 現況・課題	<p>懲戒免職処分とした元職員に対し、職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定により退職手当の返納処分を行い、文書・電話により督促や催告を行っているが、任意の履行が期待できない状況である。</p>
2 必要性・ねらい	<p>地方公共団体の長は、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない債権については、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づき、訴訟手続きにより履行を請求することが必要とされている。</p> <p>これまでの督促では回収困難であったため、裁判所への訴えの提起することにより、公平かつ適切な債権回収を進める。</p>
3 内容	<p>債務者に対しては、退職手当返納金の支払について督促及び催告を行っているが、交渉過程から今後の返納が見込めないため、返納金の支払を求める訴えを提起する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 提訴の相手方（債務者） [REDACTED]</li><li>・ 債権額 4,645千円</li></ul>
4 参考事項	<p>R4.3.31 定年退職（※R4.4.1～再任用職員） R4.4.26 退職手当受給 R6.12.9 懲戒免職処分（※定年退職前の非違行為による） R7.1.24 退職手当返納処分に係る聴聞 R7.3.21 人事委員会への諮問 R7.5.20 人事委員会からの答申 R7.6.19 退職手当返納命令・納入通知書発付 R7.7.28 督促状発付 R7.8.29 催告状発付 R7.9.30 訴訟予告</p>

# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項目	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
<b>1 改正の理由</b> <p>人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするもの</p>	
<b>2 内容</b> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 月例給の引上げ（令和7年4月遡及適用） 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げ 平均改定率+3.01% 初任給 高卒 +12,200円 大卒 +12,000円</p> <p>イ 期末・勤勉手当の引上げ（令和7年12月支給分から適用） 年間支給月数 4.60月分 → 4.65月分 (+0.05月分)</p> <p>ウ その他所要の改正 月例給の引上げに伴う初任給調整手当の引上げ等 医師 310,000円 → 310,800円 (+800円) 医療大学教官 51,600円 → 52,100円 (+500円)</p> <p>(2) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正 知事等の期末手当の引上げ（令和7年12月支給分から適用） 年間支給月数 3.45月分 → 3.50月分 (+0.05月分)</p> <p>(3) その他関係条例の改正 任期付職員の期末手当を引き上げるもの等</p>	
<b>3 効果・影響</b> <p>一般会計影響額 年間約93億円</p>	
<b>4 施行日</b> <p>公布の日</p>	

## 資料 1－1 別冊

# 令和 7 年第 4 回定例会 総務企画委員会説明資料 (条例新旧対照表)

- |  |   |
|--|---|
| 1 第 128 号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 2 第 170 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例               | 8 |

令和 7 年 12 月 9 日

総務部

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年条例第44号）新旧対照表

改正案	現行														
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3の3 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)</td> <td>日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稻敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町</td> </tr> <tr> <td>3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)</td> <td>日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～3の3 (略)		3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稻敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町	3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3の3 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)</td> <td>日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～3の3 (略)		3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町
事務	市町村														
1～3の3 (略)															
3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稻敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町														
3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町														
事務	市町村														
1～3の3 (略)															
3の3の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年茨城県条例第35号）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） (1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町														

3の3の3～11の3 (略)		
<p>11の4 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 法第6条の3第1項の規定による報告の受理（病院に係るものを除く。（3）から（6）まで及び（20）から（27）までにおいて同じ。）</p> <p>(3) 法第6条の3第2項の規定による報告の受理</p> <p>(4) 法第6条の3第4項の規定による情報提供の要求</p> <p>(5) 法第6条の3第5項の規定による報告及び公表</p> <p>(6) 法第6条の3第8項の規定による報告及び報告内容の是正の命令</p> <p>(7) 法第7条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付（病院に係るものに限る。（8）から（14）まで、（16）、（17）、（19）、（45）、（47）、（48）及び（51）において同じ。）</p> <p>(8) 法第7条第2項の規定による病床数等の変更の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 法第7条第3項の規定による許可</p> <p>(10) 法第8条の2第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 法第9条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(12) 法第9条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(13) 法第12条第1項ただし書の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(14) 法第12条第2項の規定による許可の</p>	(略)	<p>3の3の3～11の3 (略)</p> <p>11の4 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による承認の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(2) 法第6条の3第1項の規定による報告の受理及び知事への送付（病院に係るものを除く。（3）において同じ。）</p> <p>(3) 法第6条の3第2項の規定による報告の受理及び知事への送付（新設）</p> <p>(4) 法第7条第1項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付（病院に係るものに限る。（5）、（7）から（11）まで、（13）、（14）、（16）、（33）、（35）、（36）及び（39）において同じ。）</p> <p>(5) 法第7条第2項の規定による病床数等の変更の許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(6) 法第7条第3項の規定による許可</p> <p>(7) 法第8条の2第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(8) 法第9条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(9) 法第9条第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(10) 法第12条第1項ただし書の規定による許可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(11) 法第12条第2項の規定による許可の</p>

<p>(32) 法第 46 条の 5 の 3 第 2 項の規定による請求の受理及び知事への送付</p> <p>(33) 法第 46 条の 6 第 1 項ただし書の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</p>		<p>(21) 法第 46 条の 5 の 3 第 2 項の規定による請求の受理及び知事への送付</p> <p>(22) 法第 46 条の 6 第 1 項ただし書の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</p>
<p>(34) 法第 52 条第 1 項の規定による事業報告書等の受理及び知事への送付</p> <p>(35) 法第 54 条の 9 第 3 項の規定による定款等の変更の認可の申請の受理及び知事への送付</p>		<p>(23) 法第 52 条第 1 項の規定による事業報告書等の受理及び知事への送付</p> <p>(24) 法第 54 条の 9 第 3 項の規定による定款等の変更の認可の申請の受理及び知事への送付</p>
<p>(36) 法第 54 条の 9 第 5 項の規定による定款等の受理及び知事への送付</p> <p>(37) 法第 55 条第 6 項の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</p>		<p>(25) 法第 54 条の 9 第 5 項の規定による定款等の受理及び知事への送付</p> <p>(26) 法第 55 条第 6 項の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</p>
<p>(38) 法第 55 条第 8 項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(39) 法第 56 条の 6 の規定による届出の受理及び知事への送付</p>		<p>(27) 法第 55 条第 8 項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(28) 法第 56 条の 6 の規定による届出の受理及び知事への送付</p>
<p>(40) 法第 56 条の 11 の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(41) 法第 58 条の 2 第 4 項 (法第 59 条の 2 において準用する場合を含む。) の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</p>		<p>(29) 法第 56 条の 11 の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(30) 法第 58 条の 2 第 4 項 (法第 59 条の 2 において準用する場合を含む。) の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</p>
<p>(42) 法第 60 条の 3 第 4 項 (法第 61 条の 3 において準用する場合を含む。) の規定による認可の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(43) 法第 69 条の 2 第 2 項の規定による報告の受理及び知事への送付</p>		<p>(31) 法第 60 条の 3 第 4 項 (法第 61 条の 3 において準用する場合を含む。) の規定による認可の申請の受理及び知事への送付  (新設)</p>
<p>(44) 政令第 3 条の 3 の規定による届出の受理</p> <p>(45) 政令第 4 条第 1 項の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</p>		<p>(32) 政令第 3 条の 3 の規定による届出の受理</p>
<p>(46) 政令第 4 条第 2 項の規定による病床数等の変更の届出の受理</p> <p>(47) 政令第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出の受理及び知事への送付</p>		<p>(33) 政令第 4 条第 1 項の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</p>
<p>(48) 政令第 4 条の 2 第 2 項の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(49) 政令第 5 条の 12 の規定による届出の受理及び知事への送付</p>		<p>(34) 政令第 4 条第 2 項の規定による病床数等の変更の届出の受理</p> <p>(35) 政令第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出の受理及び知事への送付</p> <p>(36) 政令第 4 条の 2 第 2 項の規定による住所等の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(37) 政令第 5 条の 12 の規定による届出の受理及び知事への送付</p>

(50) 政令第5条の13の規定による役員の変更の届出の受理及び知事への送付 (51) 省令第9条の15の2の規定による認定の申請の受理及び知事への送付	
11の5~11の16 (略)	
11の17 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)以下この項において「法」という。), 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)以下この項において「政令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) (略) (5) 法第8条の2第1項の規定による報告の受理 (6) 法第8条の2第2項の規定による報告の受理 (7) 法第8条の2第4項の規定による情報提供の要求 (8) 法第8条の2第5項の規定による公表 (9) 法第24条第2項の規定による許可の更新(卸売販売業に係るものに限る。 <u>(13)</u> において同じ。) (10) 法第34条第1項の規定による許可 (11) 法第35条第4項ただし書の規定による許可 (12) 法第36条の8第2項の規定による登録の申請の受理及び知事への送付 (13) 法第38条第2項において準用する法第10条第1項の規定による届出の受理 (14) 法第40条の5第1項の規定による許可 (15) 法第40条の5第6項の規定による許可の更新 (16) 法第40条の6第2項ただし書の規定によ	(略)
(38) 政令第5条の13の規定による役員の変更の届出の受理及び知事への送付 (39) 省令第9条の15の2の規定による認定の申請の受理及び知事への送付	
11の5~11の16 (略)	
11の17 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)以下この項において「法」という。), 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)以下この項において「政令」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(4) (略) (5) 法第8条の2第1項の規定による報告の受理及び知事への送付 (6) 法第8条の2第2項の規定による報告の受理及び知事への送付 <u>(新設)</u> (7) 法第24条第2項の規定による許可の更新(卸売販売業に係るものに限る。 <u>(11)</u> において同じ。) (8) 法第34条第1項の規定による許可 (9) 法第35条第4項ただし書の規定による許可 (10) 法第36条の8第2項の規定による登録の申請の受理及び知事への送付 (11) 法第38条第2項において準用する法第10条第1項の規定による届出の受理 (12) 法第40条の5第1項の規定による許可 (13) 法第40条の5第6項の規定による許可の更新 (14) 法第40条の6第2項ただし書の規定によ	(略)

る許可 (17) 法第40条の7において準用する法第10条第1項の規定による届出の受理 (18) 法第68条の6の規定による指導及び助言(特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他医療関係者に係るものに限る。) (19) 法第68条の8の規定による指導及び助言(再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院若しくは診療所の管理者に係るものに限る。) (20) 法第68条の23の規定による指導及び助言(生物由来製品の販売業者若しくは貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者若しくは薬局の管理者又は病院若しくは診療所の管理者に係るものに限る。) (21) 法第69条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等(卸売販売業者及び再生医療等製品の販売業者に係るものに限る。 <u>(23)</u> から <u>(28)</u> まで及び <u>(33)</u> から <u>(38)</u> までにおいて同じ。) <u>(新設)</u> (20) 法第72条第4項の規定による改善命令及び使用の禁止 (21) 法第72条の2の2の規定による改善命令 (22) 法第72条の4第1項の規定による改善命令 (23) 法第72条の4第2項の規定による是正命令 (24) 法第72条の5第1項の規定による中止命令等 (25) 法第72条の5第2項の規定による措置の要請 (26) 法第73条の規定による変更命令 (27) 法第75条第1項の規定による許可の取消し及び停止命令	

<p>(32) 法第76条の規定による通知及び弁明等の機会の付与</p> <p>(33) 政令第2条の8第1項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(34) 政令第2条の9第1項の規定による認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(35) 政令第2条の9第3項の規定による認定証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(36) 政令第2条の10の規定による認定証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(37) 政令第44条の規定による許可証の交付</p> <p>(38) 政令第45条第1項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理</p> <p>(39) 政令第46条第1項の規定による許可証の再交付の申請の受理</p> <p>(40) 政令第46条第3項の規定による許可証の返納の受理</p> <p>(41) 政令第47条の規定による許可証の返納の受理</p> <p>(42) 政令第48条の規定による台帳の整備</p> <p>(43) 省令第10条の8の規定による届書の受理及び知事への送付</p> <p>(44) 省令第10条の9第1項の規定による認定の更新の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(45) 省令第16条の3第1項の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(46) 省令第16条の3第3項の規定による名称の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(47) 省令第154条第1号二の規定による認定</p> <p>(48) 省令第154条第2号二の規定による認定</p> <p>(49) 省令第159条の9第1項の規定による登録事項の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(50) 省令第159条の10第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(51) 省令第159条の10第2項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(52) 省令第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(53) 省令第159条の12第1項の規定による販</p>	<p>(28) 法第76条の規定による通知及び弁明等の機会の付与</p> <p>(29) 政令第2条の8第1項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(30) 政令第2条の9第1項の規定による認定証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(31) 政令第2条の9第3項の規定による認定証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(32) 政令第2条の10の規定による認定証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(33) 政令第44条の規定による許可証の交付</p> <p>(34) 政令第45条第1項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理</p> <p>(35) 政令第46条第1項の規定による許可証の再交付の申請の受理</p> <p>(36) 政令第46条第3項の規定による許可証の返納の受理</p> <p>(37) 政令第47条の規定による許可証の返納の受理</p> <p>(38) 政令第48条の規定による台帳の整備</p> <p>(39) 省令第10条の8の規定による届書の受理及び知事への送付</p> <p>(40) 省令第10条の9第1項の規定による認定の更新の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(41) 省令第16条の3第1項の規定による氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(42) 省令第16条の3第3項の規定による名称の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(43) 省令第154条第1号二の規定による認定</p> <p>(44) 省令第154条第2号二の規定による認定</p> <p>(45) 省令第159条の9第1項の規定による登録事項の変更の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(46) 省令第159条の10第1項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(47) 省令第159条の10第2項の規定による登録の消除の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(48) 省令第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(49) 省令第159条の12第1項の規定による販</p>
--	--

<p>売従事登録証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(54) 省令第159条の12第4項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(55) 省令第159条の13第1項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付</p> <p>(56) 省令第159条の13第2項の規定による販売従事登録証の返納の受理及び知事への送付</p>	
12~14 (略)	
<p>14の2 計量法(平成4年法律第51号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(3) (略)</p>	<p>土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、ひたちなか市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、稻敷市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市</p>
<p>14の2の2 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(一の市町村の区域を超えない区域を地区とする事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びに右欄に掲げる市町村の区域内に主たる事務所が所在する企業組合に係るものに限る。)</p> <p>(1)~(39) (略)</p>	<p>水戸市、日立市、古河市、童ヶ崎市、下妻市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、筑西市、かすみがうら市、東海村、大子町</p>
<p>14の2の2 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(一の市町村の区域を超えない区域を地区とする事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びに右欄に掲げる市町村の区域内に主たる事務所が所在する企業組合に係るものに限る。)</p> <p>(1)~(39) (略)</p>	<p>古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、ひたちなか市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、稻敷市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市</p>
<p>14の2の2 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(一の市町村の区域を超えない区域を地区とする事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会並びに右欄に掲げる市町村の区域内に主たる事務所が所在する企業組合に係るものに限る。)</p> <p>(1)~(39) (略)</p>	<p>水戸市、日立市、童ヶ崎市、下妻市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、筑西市、かすみがうら市、東海村、大子町</p>

14の3 (略)		14の3 (略)	
14の3の2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(右欄に掲げる市町村の区域内に主たる事務所が所在する協業組合に係るものに限る。) (1)~(23) (略)	水戸市、日立市、古河市、龍ケ崎市、下妻市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、筑西市、かすみがうら市、東海村、大子町	14の3の2 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(右欄に掲げる市町村の区域内に主たる事務所が所在する協業組合に係るものに限る。) (1)~(23) (略)	水戸市、日立市、龍ケ崎市、下妻市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、筑西市、かすみがうら市、東海村、大子町
14の4~14の7の2 (略)		14の4~14の7の2 (略)	
14の8 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) (略) (11) 法第50条の規定による農業委員会又は茨城県農業委員会ネットワーク機構若しくは全国農業委員会ネットワーク機構からの報告の徴取((1)から(10)まで及び(12)から(15)までの事務に係るものに限る。) (12) 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分(同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの並びに2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものに限る。) (13) 法第51条第3項の規定による公表((12)の処分に係るものに限る。)(14)において同じ。) (14) 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置等	(1)から(5)まで及び(8)から(15)までの事務 (8)から(11)までの事務については(1)から(5)まで及び(12)の事務に係るものに限る。)については各市町村、(6)及び(7)の事務については水戸市、土浦市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、つくば市、潮	14の8 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(10) (略) (11) 法第50条の規定による農業委員会又は茨城県農業委員会ネットワーク機構若しくは全国農業委員会ネットワーク機構からの報告の徴取((1)から(10)まで及び(12)から(14)までの事務に係るものに限る。) (12) 法第51条第1項の規定による違反転用に対する処分(同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地の転用に係るもの及び同一の事業の目的に供するための4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せてする採草放牧地の転用のための権利移動に係るもの並びに2以上の市町村の区域にわたる農地又は採草放牧地に係るものに限る。) (新設)	(1)から(5)まで及び(8)から(14)までの事務 (8)から(11)までの事務については(1)から(5)まで及び(12)の事務に係るものに限る。)については各市町村、(6)及び(7)の事務については水戸市、土浦市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、つくば市、潮

(15) 法第51条第5項並びに同条第6項において準用する行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収((14)の原状回復等の措置に係るものに限る。)	来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、桜川市、行方市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、八千代町、五霞町及び境町	(14) 法第51条第4項並びに同条第5項において準用する行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴収((13)の原状回復等の措置に係るものに限る。)	来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、桜川市、行方市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、八千代町、五霞町及び境町
14の8の2~17の2 (略)	(略)	14の8の2~17の2 (略)	(略)
17の3 土地改良法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(右欄に掲げる市町村の区域内に主たる事務所が所在する土地改良区又は土地改良区連合に係るものに限る。) (1) 法第18条第18項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定による役員の氏名及び住所並びにこれらの変更の届出の受理 (2) 法第18条第19項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定による公告	(略)	17の3 土地改良法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(右欄に掲げる市町村の区域内に主たる事務所が所在する土地改良区又は土地改良区連合に係るものに限る。) (1) 法第18条第17項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定による役員の氏名及び住所並びにこれらの変更の届出の受理 (2) 法第18条第18項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定による公告	(略)
18~31 (略)	(略)	18~31 (略)	(略)
32 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(18) (略) (19) 法第19条の2第1項の規定による登録 住宅の目的外使用の承認 (20) 法第19条の2第2項の規定による登録 住宅の目的外使用の承認の通知	(略)	32 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(18) (略) (新設) (新設)	(略)

<p>(35) 法第35条の規定による指定登録機関に対する監督命令</p> <p>(36) 法第36条第1項の規定による指定登録機関に対する報告の徴収及び立入検査等</p> <p>(37) 法第37条第1項の規定による指定登録機関の登録事務の休廃止の許可</p> <p>(38) 法第37条第2項の規定による指定登録機関の登録事務の休廃止の許可の公示</p> <p>(39) 法第38条第1項の規定による指定登録機関の指定の取消し</p> <p>(40) 法第38条第2項の規定による指定登録機関の指定の取消し及び登録事務の停止命令</p> <p>(41) 法第38条第3項の規定による指定登録機関の指定の取消し等の公示</p> <p>(42) 法第39条第1項の規定による登録事務の実施</p> <p>(43) 法第39条第2項の規定による登録事務を行う旨等の公示</p>		<p>(33) 法第35条の規定による指定登録機関に対する監督命令</p> <p>(34) 法第36条第1項の規定による指定登録機関に対する報告の徴収及び立入検査等</p> <p>(35) 法第37条第1項の規定による指定登録機関の登録事務の休廃止の許可</p> <p>(36) 法第37条第2項の規定による指定登録機関の登録事務の休廃止の許可の公示</p> <p>(37) 法第38条第1項の規定による指定登録機関の指定の取消し</p> <p>(38) 法第38条第2項の規定による指定登録機関の指定の取消し及び登録事務の停止命令</p> <p>(39) 法第38条第3項の規定による指定登録機関の指定の取消し等の公示</p> <p>(40) 法第39条第1項の規定による登録事務の実施</p> <p>(41) 法第39条第2項の規定による登録事務を行う旨等の公示</p>
---	--	---

職員の給与に関する条例（昭和27年条例第9号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又はこれに相当すると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>310,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職（前号に掲げる職員の職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>52,100円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第20条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回に</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又はこれに相当すると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>310,000円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職（前号に掲げる職員の職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第20条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回に</p>

<p>つき、<u>4,700円</u>（宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>7,050円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき、<u>2,350円</u>とする。</p> <p>2 人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず、その勤務1回につき、<u>7,700円</u>（宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>11,550円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき、<u>3,850円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>3 人事委員会規則で定める病院である医療施設における宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師である職員には、前2項の規定にかかわらず、その勤務1回につき<u>22,500円</u>（宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>33,750円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、その額は、その勤務1回につき<u>11,250円</u>とする。</p>	<p>つき、<u>4,400円</u>（宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>6,600円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき、<u>2,200円</u>とする。</p> <p>2 人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず、その勤務1回につき、<u>7,400円</u>（宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>11,100円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき、<u>3,700円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>3 人事委員会規則で定める病院である医療施設における宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師である職員には、前2項の規定にかかわらず、その勤務1回につき<u>21,000円</u>（宿直勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の勤務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあつては、<u>31,500円</u>）を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、その額は、その勤務1回につき<u>10,500円</u>とする。</p>
---	---

4 (略)

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4第2項第1号ア及び第2号並びに付則第19項において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の66.25を乗じて得た額）、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあつては100分の107.5を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の68.75を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とす

4 (略)

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4第2項第1号ア及び第2号並びに付則第19項において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては100分の66.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

る。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第16項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第16項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）

を乗じて得た額の総額

イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、100分の106.25  
を乗じて得た額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤務手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の60</u> ）， <u>12月に支給する場合には100分の52.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の62.5</u> ）を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤務手当基礎額に_____100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）_____を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
別表第1～別表第7 (案文のとおり全改) 別表第8～別表第14 (略)	別表第1～別表第7 (略) 別表第8～別表第14 (略)

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年条例第55号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の77.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。 2 (略)	第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」_____と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。 2 (略)

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年条例第9号）新旧対照表【第3条関係】

改正案		現行																													
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)																													
第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 428,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>491,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>556,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>642,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>746,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>851,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	円 428,000	2	491,000	3	556,000	4	642,000	5	746,000	6	851,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 414,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>475,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>538,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>621,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>722,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>824,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	円 414,000	2	475,000	3	538,000	4	621,000	5	722,000	6	824,000
号給	給料月額																														
1	円 428,000																														
2	491,000																														
3	556,000																														
4	642,000																														
5	746,000																														
6	851,000																														
号給	給料月額																														
1	円 414,000																														
2	475,000																														
3	538,000																														
4	621,000																														
5	722,000																														
6	824,000																														
2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 358,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>395,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	円 358,000	2	395,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 346,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>382,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	円 346,000	2	382,000																
号給	給料月額																														
1	円 358,000																														
2	395,000																														
号給	給料月額																														
1	円 346,000																														
2	382,000																														
3 3～6 (略)		3 3～6 (略)																													
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)																													
第6条 (略)		第6条 (略)																													
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。		2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とあるのは「100分の177.5」とする。																													

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第6号）新旧対照表【第4条関係】

改正案		現行																																	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)																																	
第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条、第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条、第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 <u>405,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>455,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>508,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>574,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>655,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>765,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>893,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	円 <u>405,000</u>	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 <u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>740,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>864,000</td> </tr> </tbody> </table>		号給	給料月額	1	円 <u>392,000</u>	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額																																		
1	円 <u>405,000</u>																																		
2	455,000																																		
3	508,000																																		
4	574,000																																		
5	655,000																																		
6	765,000																																		
7	893,000																																		
号給	給料月額																																		
1	円 <u>392,000</u>																																		
2	440,000																																		
3	492,000																																		
4	555,000																																		
5	634,000																																		
6	740,000																																		
7	864,000																																		
2～4 (略)		2～4 (略)																																	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)																																	
第9条 (略)		第9条 (略)																																	
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項、第22条第2項及び第22条の4第2項第1号アの規定の適用について		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項、第22条第2項及び第22条の4第2項第1号アの規定の適用について																																	

では、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第22条の4第2項第1号ア中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。	では、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第22条の4第2項第1号ア中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。
--	--

## 資料 1－2

# 令和 7 年第 4 回定例会 総務企画委員会説明資料 (報告関係)

1 損害賠償の額の決定について	2
2 令和 8 年度当初予算編成の基本的考え方	3
3 指定管理者の指定について	4

令和 7 年 1 月 9 日  
総務部

# 総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項目	損害賠償の額の決定について（令和7年11月20日専決処分）								
<b>1 概要</b>									
自転車競技事務所の会計年度任用職員に対する時間外勤務に係る割増報酬について、支給額が不足していることが判明したため、本年4月に追加で支給したが、支給遅延による損害を賠償するもの。									
<b>○経緯</b>									
<table border="1"><tr><td>2025年 1月</td><td>会計年度任用職員からの申し出を受けて確認したところ、割増報酬の支給額が不足していることが判明</td></tr><tr><td>2月～3月</td><td>対象者に説明し、謝罪</td></tr><tr><td>4月</td><td>不足額を支給：3,703,277円（97名分）</td></tr><tr><td>10月</td><td>予備監査を契機に、遅延損害金の未払を知覚</td></tr></table>		2025年 1月	会計年度任用職員からの申し出を受けて確認したところ、割増報酬の支給額が不足していることが判明	2月～3月	対象者に説明し、謝罪	4月	不足額を支給：3,703,277円（97名分）	10月	予備監査を契機に、遅延損害金の未払を知覚
2025年 1月	会計年度任用職員からの申し出を受けて確認したところ、割増報酬の支給額が不足していることが判明								
2月～3月	対象者に説明し、謝罪								
4月	不足額を支給：3,703,277円（97名分）								
10月	予備監査を契機に、遅延損害金の未払を知覚								
<b>○原因</b>									
週の勤務時間が38時間45分を超えた場合は25/100の割増報酬を支給すべきところ、割増の対象となる勤務時間の算定や遅延損害金に関する職員の理解が不足していたため									
<b>○再発防止策</b>									
報酬支給要領等を見直し、時間外勤務手当支給の際の確認項目を明確にするとともに、複数人による確認を徹底する。									
<b>2 内容</b>									
(1) 賠償の相手方									
会計年度任用職員93名（受取りを辞退した4名を除く。）									
(2) 賠償額（法定利率（年利3%）で計算）									
合計 197,474円（9円～7,249円／人）									
(3) 賠償額の決定日									
令和7年11月20日（知事専決処分により決定）									
<専決処分の理由>									
相手方への賠償を速やかに行う必要があるため									

# 総務企画委員会説明資料

総務部財政課

項目	令和8年度当初予算編成の基本的考え方について
<b>1 予算編成方針</b>	
令和8年度当初予算の編成にあたっては、以下に掲げる方針を基本とする。	
(1) 人口減少が加速度的に進む中、財政健全化と併せ、本県が飛躍・発展していくためには、国内外から「茨城に住みたい、住み続けたい」人が大いに増える、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指し、「新しい茨城」づくりに向けた施策を構築していくことが必要であることから、常識にとらわれず、新しい発想で施策を展開すること。	
(2) 経済の好循環を着実に実現していくため、国と歩調を合わせた物価高対策、賃上げ支援を行うとともに、労務単価の上昇をはじめとする調達価格の上昇を適切に要求に反映することにより、適切な価格転嫁を推進し、物価高に対応すること。	
(3) 既存の施策についても、P D C A サイクルの観点から成果と課題を検証し、必要に応じて内容を見直すこと。	
(4) 限りある財源を有効に活用するため、あらゆる施策の「選択と集中」の徹底を図ること。	
(5) デジタル技術活用の流れが加速する社会構造の変化を前向きに捉え、デジタル化を推進しつつ生産性の向上を目指すこと。	
<b>2 要求限度額の設定</b>	
(1) 義務的経費及びこれに準ずる経費 : 所要額	
(2) 一般行政費、公共以外の投資的経費 : ± 0 % ※賃金や調達価格の上昇を適切に反映するため、物価上昇対応分（維持管理経費等）は所要額	
(3) 公共事業費 : 所要額	
<b>3 特別枠の活用</b>	
(1) 新しい茨城づくり特別枠（一般経費）: 要求上限は設けない 「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための4つの新しいチャレンジに取り組む新規事業等	

# 総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項目	指定管理者の指定について
<b>1 概要</b>	
令和7年度末をもって指定期間が満了する26施設について、令和8年度以降の指定管理者を指定するとともに、併せて債務負担行為限度額を定めようとするもの。	
※各施設の指定管理者の指定に係る個別の議案については、各施設所管の常任委員会において審議	
<b>2 指定の内容等</b>	
指定管理者候補者の選定にあたっては、施設ごとに過半数を外部有識者とする選定委員会において審査。	
「別紙 指定管理者候補者一覧」のとおり	
○更新施設 26施設（うち指定管理者の変更 2施設）	
○債務負担行為限度額設定 23件	
<b>3 指定までのスケジュール</b>	
令和7年6月 第2回定例会において指定方針の報告（関係常任委員会）	
〃 7～9月 指定管理者候補の募集	
〃 10～11月 指定管理者候補の選定（選定委員会の開催）	
〃 12月 <u>第4回定例会において指定管理者の指定の議決</u>	
令和8年1～3月 指定管理料に係る協定の締結	
4月 次期指定管理者による管理運営開始	

指定管理者候補者一覧

別紙

	施設の名称	施設所管課	指定管理者候補者	管理者変更	公募・非公募	指定期間	債務負担行為		
							期間(年度)	限度額(千円)	うちR8年度額
1	総合福祉会館	福祉政策課	(株)茨城興産		公募	5年	R8～R12	461,035	92,207
2	点字図書館	障害福祉課	(社福)茨城県視覚障害者協会		公募	5年	R8～R12	258,440	51,688
3	視覚障害者福祉センター				公募	5年	R8～R12	157,535	31,507
4	聴覚障害者福祉センター やすらぎ		(一般社団)茨城県聴覚障害者協会		公募	5年	-	-	-
5	大洗マリンタワー	営業企画課	大洗町		非公募	1年	-	-	-
6	国民宿舎「鵜の岬」		(公益財団)茨城県開発公社		非公募	10年	-	-	-
7	カントリープラザ「鵜の岬」						R8～R9	38,923	29,413
8	つくば国際会議場	科学技術振興課	つくば国際会議場マネジメントグループ	○	公募	5年	R8	16,128	16,128
9	茨城港大洗港区のマリーナ 地区の港湾環境整備施設	港湾課	大洗町		非公募	1年	R8～R10	100,530	33,510
10	赤塚公園	都市整備課	橋本造園土木(株)		公募	3年	R8～R12	102,770	20,554
11	港公園		神栖市		公募	5年	R8～R12	331,980	66,396
12	笠間芸術の森公園		笠間市		公募	5年	R8	12,137	12,137
13	北浦川緑地		取手市		非公募	1年	R8～R12	6,730,310	1,346,062
14	鹿島臨海都市計画下水道		鹿島都市開発株		公募	5年	R8～R12	8,967,895	1,793,579
15	那珂久慈流域下水道	下水道課	WA・KKE・BIOSグループ		公募	5年	R8～R12	791,405	158,281
16	県営住宅及び共同施設 (龍ヶ崎市、つくば市、守谷市)		(一般財団)茨城県住宅管理センター		公募	5年	R8～R12	7,360,530	1,472,106
	県営住宅及び共同施設 (上記以外25市町村)		(一般財団)茨城県住宅管理センター		公募	5年	R8～R12	3,485,105	697,021
17	こども病院	病院局	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会		非公募	5年	R8～R12	778,660	155,732
18	水戸生涯学習センター	生涯学習課	(公益財団)茨城県教育財団		公募	5年	R8～R12	315,150	63,030
19	県北生涯学習センター		NPO法人インパクト		公募	5年	R8～R12	921,075	184,215
20	鹿行生涯学習センター		(公益財団)茨城県教育財団		公募	5年	R8～R12	654,375	130,875
21	県南生涯学習センター		NPO法人ひと・まちねっとわーく		公募	5年	R8～R12	619,397	122,866
22	県西生涯学習センター		日本スポーツ振興協会グループ	○	公募	5年	R8～R12	2,550,700	510,140
23	県立歴史館	文化課	(公益財団)茨城県教育財団		公募	5年	R8～R12	863,490	172,698
24	堀原運動公園	保健体育課	(公益財団)茨城県スポーツ協会		公募	5年	R8	557,147	557,147
25	笠松運動公園		(公益財団)茨城県スポーツ協会		非公募	1年	R8～R12	62,365	12,473
26	ライフル射撃場		茨城県ライフル射撃協会		公募	5年			

※現指定管理者である「NPO法人日本スポーツ振興協会」に、「(株)日本スポーツ振興協会」が新たに構成団体として加わり、「日本スポーツ振興協会グループ」として応募